

○岡谷市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

平成31年4月19日

告示・教育委員会告示第2号

岡谷市生涯学習推進本部設置要綱（平成2年岡谷市・岡谷市教育委員会告示第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 岡谷市における生涯学習施策の総合的な推進に関し、生涯学習推進計画を策定するため、岡谷市生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の計画策定に関すること。
- (2) その他教育委員会が特に必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会に、委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、生涯学習課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

（職務）

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員会等）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、第2条に規定する所掌事項を達成するため、必要があると認めるときは、委員会に幹事会を置くことができる。
- 3 幹事会の幹事は、職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

（懇話会）

第6条 委員長は、市の生涯学習に関する施策に対して、広く市民の意見を聴取するため必要に応じて生涯学習推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

- 2 懇話会の開催について必要な事項は委員長が別に定める。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月30日から施行する。